

2009年6月1日

農林水産大臣 石破 茂 殿

全国公害被害者総行動実行委員会

代表委員 森脇君雄ほか

連絡担当者 弁護士 後藤富和（よみがえれ！有明訴訟弁護団）

要 請 書

2008年6月27日の佐賀地裁の諫早干拓潮受堤防開門判決は、有明海沿岸漁民や市民、内外の圧倒的世論に賞賛をもって受け入れられた。

しかし、国はこれを不服として福岡高裁に控訴した。ただ、控訴に際し、当時の若林農水大臣と鳩山邦夫法務大臣（現総務大臣）は協議の上、開門調査を前提としたアセスメントを実施するとの談話を発表した。それ以来、衆参両議院の各委員会において、鳩山総務大臣は、開門アセスは開門を前提にしたものであること、そして、できるだけ早く開門することを繰り返し答弁した。

それにも関わらず、農水省が発表した「開門調査に係る環境アセスメントの方法骨子（素案）」によれば、アセスメントに3年、その後の国交省の審査に半年から1年、それに加えて、長崎県知事など地元合意の手続きを経た上で、開門の決定をし、それから排水機場の建設等の準備工事に3年がかかり、順調に行っても6年半から7年もの期間がかかることが明らかとなった。しかも、開門アセス終了後に、別途、長崎県など地元合意を得る手続きが必要という2段階の手続きを設定し、長崎県に絶対的な拒否権を与えるなど、最初から開門しないとの結論ありきの時間稼ぎのためのアセスであることが明らかとなった。

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団が本年4月15日に発表した「開門アセスと開門を円滑に実施するための提案」にあるように、短期開門調査レベルの開門から始め順応的管理の手法を用いて順次開門幅を大きくしていくならば、来年5月に開門することが可能である。

潮受堤防締切から12年が経過し、有明海の環境は年々悪化し、漁民たちの生活は限界に達しており、7年もの期間を待つ余裕は全くない。他方、防災を謳った潮受堤防締切後も、諫早干拓背後地の湛水被害や排水不良問題は解消しておらず、背後地住民は今も苦しみ続けている。

そこで、有明海の再生のための開門の実施に向け、以下要請する。

要請事項

- 1 来年5月に短期開門調査レベルの開門を実施すること。
- 2 来年5月の開門に向け、排水ポンプの設置や代替農業用水の確保に直ちに組み込むこと。
- 3 開門の合意形成のために、裁判の原告を含む漁民、農民、沿岸自治体、研究者、弁護団、NGO等の代表者で構成される「開門協議会」を設置すること。
- 4 諫早干拓背後地の排水不良対策に直ちに着手すること。

以上